

主 文

被告人を懲役３年に処する。

未決勾留日数中４０日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から４年間その刑の執行を猶予する。

山口地方検察庁で保管中の大麻１７袋（令和６年領第１１０号符号１ないし
１３、１５、１８、１９及び２３）を没収する。

理 由

（犯罪事実）

被告人は、

第１ 分離前の相被告人Ａ、Ｂ及びＣと共謀の上、

- １ 令和６年２月７日午前０時７分頃から同日午前２時２０分頃までの間、山口県宇部市 a b 番地所在のＤ株式会社Ｅ線Ｆ駅から南方約５００メートル付近の同線線路上において、レールに接続された同社Ｇ統括本部Ｈ区長Ｉ管理のレールボンド１３６本（時価合計約９２万４８００円相当）を切断して窃取し、
- ２ 同日午前２時２０分頃から同日午前４時４２分頃までの間、山口市 c d 番地 e 同社Ｅ線Ｊ駅から南西方約１３０メートル付近の同線線路上において、レールに接続された前記Ｉ管理のレールボンド８６本（時価合計約５８万４８００円相当）を切断して窃取し、

第２ Ａ、Ｂ及びＫと共謀の上、同月９日午前０時頃から同日午前３時５５分頃までの間、同県宇部市 f 町 g 丁目 h 番 i 号所在の同社Ｅ線Ｌ駅構内の同線及びＭ線線路上において、レールに接続された前記Ｉ管理のレールボンド１１８本（時価合計約７６万１２００円相当）を切断して窃取し、

第３ みだりに、同月２８日、同市 j k 丁目 l 番 m 号 n o 号室被告人方において、大麻を含有する植物片約３７．６２２グラム（主文記載の大麻１７袋はその鑑定残量）を所持した。

（証拠）省 略

(法令の適用)

罰条

第1の行為	包括して刑法60条、235条
第2の行為	刑法60条、235条
第3の行為	大麻取締法24条の2第1項

刑種の選択

第1及び第2の罪	いずれも懲役刑
----------	---------

併合罪の処理	刑法45条前段、47条本文、10条（刑及び犯情の最も重い第1の罪の刑に法定の加重）
--------	---

未決勾留日数の算入	刑法21条
-----------	-------

刑の執行猶予	刑法25条1項
--------	---------

没収	大麻取締法24条の5第1項本文（主文記載の大麻17袋は第3の罪に係る大麻であり、犯人が所持するもの）
----	--

訴訟費用の不負担	刑訴法181条1項ただし書
----------	---------------

(量刑の理由)

本件は、共犯者と共謀の上でなされたレールボンドの窃盗（判示第1及び第2）及び大麻の単純所持（判示第3）の事案である。

量刑判断の中心となる窃盗についてみると、複数の者が関与した組織的な犯行であって、犯行態様は、夜間に線路に立ち入り、換金目的で多数のレールボンドを用意していた工具で切断して盗むという大胆なものであり、相当に悪質である。本件による被害額も合計227万円と高額であって、生じた結果は重い。被告人は、犯行グループの首謀者ではないが、現金欲しさに共犯者の誘いに応じてレールボンドの切断や運搬を行っている上、第1の犯行によって列車の運行に多大な影響が生じたことを知りながら、友人を勧誘して第2の犯行に及んでいる。被告人がレールボンドの転売代金から少くない報酬を受け取っていることも併せ考えると、犯行グループの中で果たした役割を軽視することはできず、厳しい非難を免れないというべきである。

また、大麻の単純所持についても、この種事犯にしては所持に係る大麻の量が多く、犯情は芳しいものではない。

これらによれば、被告人の刑事責任は相応に重いというべきである。

しかしながら他方で、窃盗につき、被告人が被害者に対して100万円を弁償している上、共犯者において、被告人が加担しなかったものも含めて323万円余りの弁償金が支払われており、事後的な被害回復が相当程度行われたといえることができる。また、被告人の実母や勤務先の社長が被告人の監督を誓約していること、被告人に前科がないこと、被告人が自らの罪を認めて反省の態度を示していること等の事情もある。

そこで、これらの諸事情を考慮して、今回は、懲役刑の執行を猶予し、社会内で更生する機会を与えることとした。

(求刑・懲役3年4月、主文同旨の没収)

(検察官藤本祥司 国選弁護人有近拓也 各出席)

令和6年9月25日

山口地方裁判所第3部

裁判長裁判官 安 達 拓

裁判官 諸 井 雄 佑

裁判官 小 西 大 地